

資料3

提携による教育ローン・リフォームローンに関する規制緩和要望について

平成 27 年 3 月 16 日
産業構造審議会 商務流通分科会
割賦販売小委員会

一般社団法人全国地方銀行協会

はじめに

<当協会の概要>

一般社団法人全国地方銀行協会は、全国の地方銀行64行を会員とする団体。

主な活動として、金融制度・金融政策・地方銀行にとっての重要課題等に関する意見交換、金融商品・サービスの研究等を通じ、関係各方面への提言等を行っている。

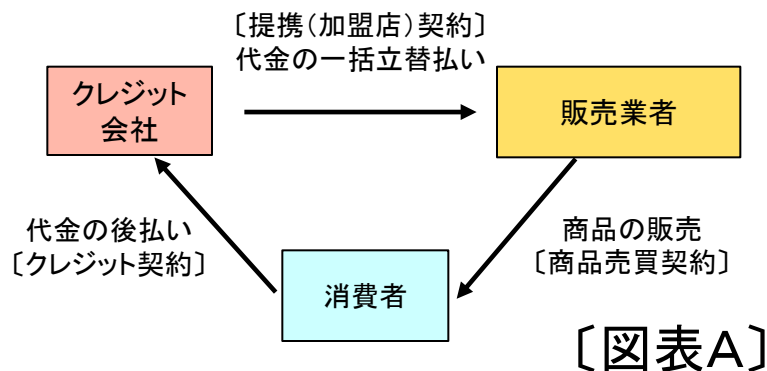
<目次>

1. 経緯
2. 要望の理由
3. 規制改革の考え方

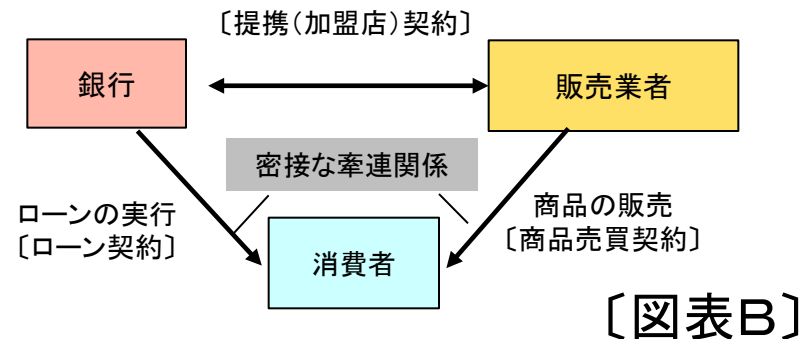
1. 経緯

(1) ①割賦販売法の改正

- クレジット取引を巡る消費者トラブル等を背景に割賦販売法が改正（平成20年6月）。
- 図表Aのような3者間の取引（個別クレジット取引）は割賦販売法の規制対象。銀行が学校やリフォーム業者と提携して提供するローンについても、ローン契約と商品の売買契約の間に「密接な牽連関係」があれば、個別クレジット取引とみなされ規制対象となった（図表B）。
- 当時提供していた提携ローンの多くは、主に販売業者が銀行に顧客を紹介している点、優遇金利を適用している点により、「密接な牽連関係」があると判断された。



- ・クレジットカードを使わず、商品を購入するごとに、その都度クレジット契約を結び、代金の後払いを行うもの。
- ・自動車ローンや高額家電製品のクレジットなどが代表例である。



〔密接な牽連関係の判断基準(主なもの)〕

- ・売買契約とローン契約が一体的に締結されている。
- ・販売業者が銀行との加盟店契約に基づき、継続的に顧客をあっせんしている。
- ・非提携ローンに比して、有利な金利を適用している。等

総合的に判断

1. 経緯

(1) ②改正割賦販売法に基づく個別信用購入あっせん業者の義務

- 個別クレジットを取り扱う業者には「登録制」が導入され、登録業者には改正割賦販売法に基づき様々な対応が求められるようになった。

＜改正割賦販売法により個別信用購入あっせん業者に課された義務(主なもの)＞

全ての個別クレジット取引において課された義務	・登録制の導入 ・監督官庁への報告、監督官庁の検査 ・指定信用情報機関を利用した消費者の支払能力調査(原則として、支払能力を超える契約の締結は禁止) ・個別信用あっせん業者に苦情が寄せられた場合の原因究明 等
販売業者が訪問販売、電話勧誘販売等を行っている場合に課された義務	・加盟店(販売業者)調査 - ー加盟店契約を締結しようとするとき - ー消費者と個別クレジット契約を締結しようとするとき - ー当該加盟店に対する苦情が類似の他の販売業者と比べて多いとき 等

1. 経緯

(2) 割賦販売法改正前の地銀の提携教育・リフォームローンの取扱状況

- 改正前は、提携による教育・リフォームローンともに相応の取引があった。
- 割賦販売法の改正による対応負担から、多くの銀行で新規取扱いを停止。
(個別信用購入あっせん業者の登録をしている会員銀行は8行にとどまる)。

	割賦販売法改正前の取扱状況
教育ローン	45行／64行
リフォームローン	23行／64行

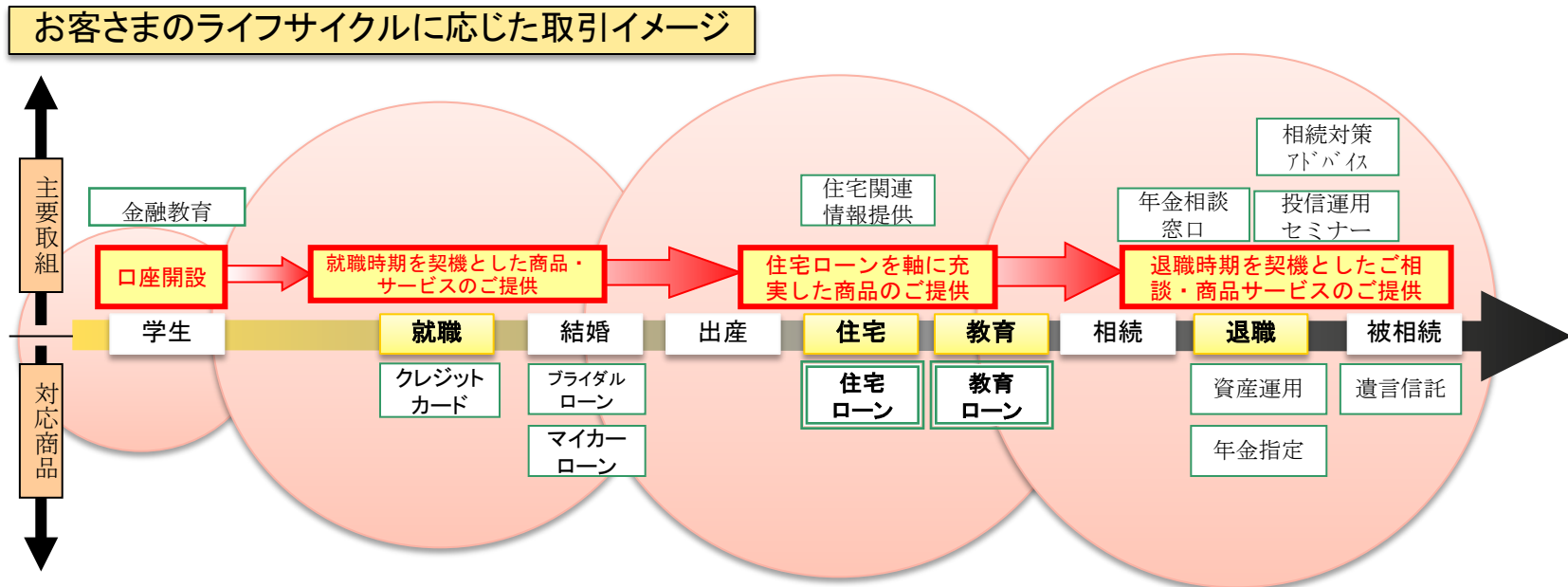
2. 要望の理由

(1) 消費者のメリット

- 提携ローンは、非提携のローンと比べて消費者のメリットが大きい。

①銀行の通常のローンよりも低利

例えば、教育ローンの場合、教育資金の需要は、住宅ローンなど家計負担が重なる時期に発生することが多く、金利メリットは大きい。



②販売業者からの利便性の高いローンに関する情報提供

入学手続きやリフォーム工事契約の際に、業者から利便性の高い提携ローンの情報提供を受けることにより、スムーズなローン申込が可能になる。

2. 要望の理由

(2) 販売業者からのニーズ

- 学校やリフォーム業者など販売業者から、提携ローン提供のニーズが寄せられている。

学校等の ニーズ	・通常のローンよりも低利な商品を案内し、保護者、学生の経済的負担を軽減したい。 ・銀行との提携商品があれば、利便性の高いローンの情報を提供することができ、保護者等からの経済的な相談に乗りやすくなる。 (就学支援:奨学金制度等を利用できない方への補助的役割を期待) ・入学案内等とともに地元金融機関の提携教育ローンを紹介することを通じ、保護者等の資金調達に関する不安を和らげ、スムーズに入学の手続きを案内したい。
リフォーム業 者のニーズ	・リフォーム案件が増加する中、より利便性の高いローンの情報提供をしていきたい。 －高齢化の進展に伴うバリアフリーリフォーム案件の増加。 －政府のエネルギー基本計画における再生可能エネルギーの導入加速等を背景とした、太陽光パネルの設置等案件の増加。

2. 要望の理由

(3) 地域の抱える課題、地方創生への貢献

- 政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき、東京一極集中の是正を推進している。提携先(販売業者等)を通じて、利便性の高いローンの情報を提供していくことができれば、消費者の需要喚起や裾野拡大につながり、地域の抱える課題の解消や地方創生に貢献できる。

① 提携教育ローンの提供による、地元教育機関と連携した就学支援

- ・教育ローンの提携を通じて、地元の学校との連携による学金連携の強化により、地方創生への取組みが強化される。
- ・学生の地元学校への就学を支援することにより、大学を卒業後も地元就職・定住することになれば、地域社会・経済の持続的な成長につながることを期待できる。

② 中古住宅・リフォーム市場の拡大等の取り組み

- ・バリアフリーやエコ案件の需要が増加しており、提携リフォームローンを活用した円滑な資金供給ができれば、地方の中古住宅市場の活性化にもつながる。地域への定住促進や空き家対策の解消への貢献も期待され、地域経済において正の循環が動き出す。

2. 要望の理由

- 販売業者からのニーズや、地域の抱える課題解消に貢献できる可能性等を踏まえ、本要望の実現を希望する会員銀行は多い。

	規制緩和の要望銀行
教育ローン	45行／64行
リフォームローン	40行／64行

- 一方、個別信用購入あっせん業者の登録を受けている銀行は8行にとどまっており、その中にも規制緩和を希望する銀行がある。
- これは、登録業者としての割賦販売法への対応負担が重いためであり、提携教育ローン、リフォームローンの取扱を拡大するうえでハードルになっている。

2. 要望の理由

(4) 個別信用購入あっせん業者の対応負担

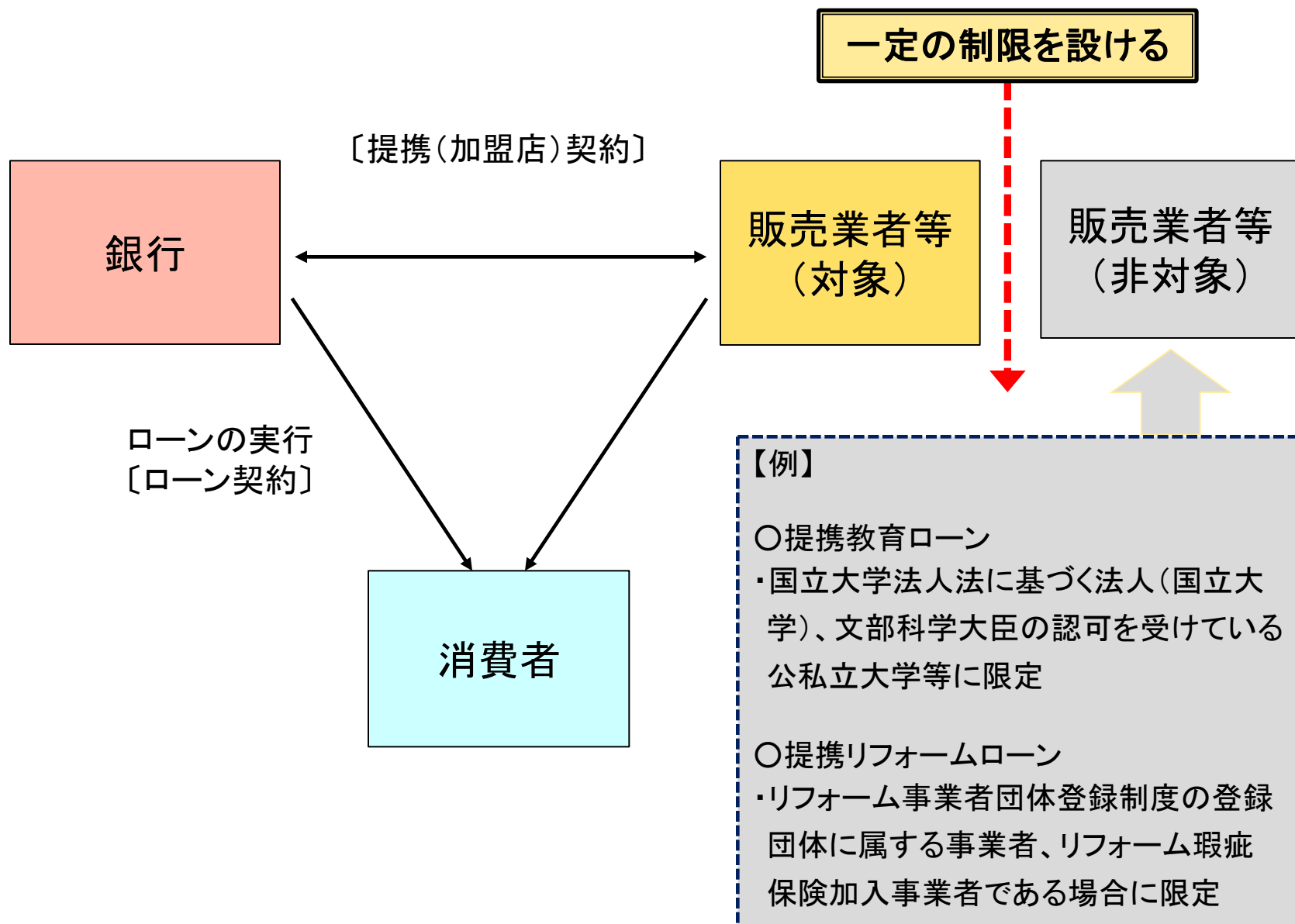
- 提携教育ローン、リフォームローンに取り組みたいとする銀行は多いが、個別信用購入あっせん業者の法令上の対応負担から、取り組めていない。

法的義務	具体的な対応事項(主なもの)
業者登録 ※3年毎の更新	・専用申込書、帳票の作成 ・社内マニュアルの整備 ⇒ 新規の業者登録には、1人～2人の人員で、3か月～6か月を要して対応
顧客の支払可能見込額調査	・消費者へのヒアリングや指定信用情報機関の利用等により、年収、預貯金、他のクレジット債務の支払状況等を調査し、支払可能見込額を算出
加盟店調査 ※販売業者が訪問販売、電話勧誘等を行う場合のみ	①加盟店契約を締結しようとするとき ー販売業者の名称・住所、商品・役務の内容、営業実態・信用状況等を調査 ②消費者と個別クレジット契約を締結しようとするとき ー消費者に対し、虚偽説明等による誤認の有無、法令の違反行為の有無等を電話等で調査 ③当該加盟店に対する苦情が類似の他の加盟店と比べて多いとき ー苦情の内容に応じて、①、②の内容を調査
監督官庁の検査	・数年に一度、書面および立入による検査 ー与信審査に係る体制、実態状況 ー支払可能見込額調査の実施状況 ー苦情処理体制、苦情処理の実施状況 等 ⇒ 数年に一度、期間は数日から1週間程度

3. 規制緩和の考え方

- 割賦販売法改正の目的は、問題ある業者の排除、過剰与信の防止等を通じ、消費者トラブルを回避することである。
- 銀行の提携先は融資先であることも多く、与信取引の際には、決算書等を徴求のうえ、実態把握を行っている。また、消費者の返済能力についても十分に審査している。
- 銀行の提携ローンの場合、商品売買契約とローン契約は別々であり、銀行が消費者にローンの説明を行う。
- 次頁の考え方によれば、提携教育ローン、リフォームローンを割賦販売法の規制対象から除外することが可能ではないか。

3. 規制緩和の考え方



3. 規制改革の考え方

(1) 教育ローン

販売業者等が国立大学、公私立大学の場合など、一定の制限を設け、規制対象から除外する。

- 国立大学は国立大学法人法に基づく法人であり、公私立大学は文部科学大臣の認可を受けている。
 - ⇒ こうした学校に限れば、過去にトラブルが生じた語学学校、資格学校等が除外されるため、規制緩和することが可能ではないか。
 - ⇒ 改正割販法が国または地方公共団体が行う取引を適用除外としていることに鑑みれば、少なくとも国立大学や文部科学大臣の認可に基づく学校については、同様の取扱いとしてもよいのではないか。

国立大学法人法に基づく学校	文部科学大臣認可による学校	都道府県知事認可による学校	無認可校
・国立大学	・公立大学 ・私立大学 ・高等専門学校(高専)	・幼稚園 ・小・中・高校 ・専門学校 ・各種学校 － 予備校 － 語学 － 料理 等	・左記のいずれにも該当しない教育施設

3. 規制改革の考え方

(2) リフォームローン

販売業者等が「リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体に属する事業者、リフォーム瑕疵保険加入事業者である場合に限り、規制対象から除外する。

- リフォーム事業者団体登録制度は、平成26年9月に国交省が創設した一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録・公表する制度。
- リフォーム瑕疵保険は、建築士による検査と保証がセットになった保険。国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人が、消費者が工事業者を選択する際の参考として、加入事業者リストを公表している。

⇒ 消費者トラブルのリスクが低減されると考えられる販売業者に限定すれば、規制緩和をすることが可能ではないか。
(かつ、大手業者や銀行の与信先であれば、リスクをより低減することができると考えられないか)

最後に(まとめ)

- 提携ローンは、消費者(低金利のローン)、販売会社(契約の獲得)、金融機関(ローンの積上げ)の三者に、それぞれのメリットを提供していた。
- 一部の業者が消費者に被害を与えたことにより、この仕組み全体が活用しにくくなっており、特に消費者(お客さま)がメリットを十分に享受できないことは残念である。
- 上記の規制緩和の考え方も踏まえ、消費者(お客さま)の保護の仕組みをしっかりと維持しながら、消費者(お客さま)がメリットを得ることができるような仕組みが考えられないか、関係者がそれぞれの立場から知恵を出し合い、最善策を導き出せば幸いである。